大東市立北条こども園給食調理業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

この要領は、令和９年４月１日から大東市立北条こども園における給食調理業務委託の更新にあたり、委託事業者の候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

２．業務概要

(1) 業務名

大東市立北条こども園給食調理業務

(2) 業務の内容

別添の「大東市立北条こども園給食調理業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間

(4) 委託金額の上限

７３，９７４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）※３年間の総額

３．契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した委託事業者の候補者を相手方として、発注業務について契約交渉を行う。また、契約については、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定により、随意契約とする。

４．参加資格要件

大東市立北条こども園給食調理業務に係る公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件すべてを満たす者とする。

(1) 大東市契約規則に規定する競争入札の参加者の登録をしていること。

(2) 健康増進法（平成１４年法律第１０３号）に規定する特定給食施設における給食業務の経験を５年以上有していること。

(3) 令和５年度から７年度までの間に、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童福祉施設若しくは学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する幼稚園又は小学校における１回１００食以上の給食調理業務の受託実績があること。

(4) 令和６年度以降に、食中毒による営業停止等の行政処分を受けていないこと。又は事故を起こした場合において、事故後の対応や改善策が適正になされたことが確認できること。

(5) 製造物責任法（平成６年法律第８５号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
(6) 「大東市立北条こども園給食調理業務委託仕様書」に基づき業務を実施することができること。
(7) 委託金額の上限の範囲内において、業務を請け負うことができること。
(8) 業務の履行が困難となった場合に備え、代行保証を確保していること。
(9) 大阪府内又は隣接府県に、契約締結の権限を置く本社、支社、営業所等を有していること。
(10) 次のいずれにも該当しない者であること。
① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者
② 大東市から指名停止の措置を受けている者
③ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
④ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者
⑤ 大東市暴力団排除条例（平成２５年条例第２５号）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である者

５．実施スケジュール

項目	日程
募集内容等の公表	令和 8 年 10 月 19 日（月）
参加申込書の受付期間	令和 8 年 10 月 19 日（月）～11 月 2 日（月）
参加資格の確認結果の通知	令和 8 年 11 月 4 日（水）
質問の受付期間	令和 8 年 10 月 20 日（火）～11 月 10 日（火）
質問の回答期日	令和 8 年 11 月 13 日（金）
提案書等の提出期間	令和 8 年 11 月 16 日（月）～11 月 20 日（金）
書類審査（一次審査）	令和 8 年 11 月 25 日（水）
書類審査結果の通知	令和 8 年 11 月 27 日（金）
プレゼンテーション（二次審査）	令和 8 年 12 月 3 日（木）
最終結果の通知	令和 8 年 12 月中旬

※ 参加資格を有する申込者数が３者以内であった場合は、二次審査及び最終結果の通知に係る日程が繰り上がる場合がある。

６．参加申込書の受付

(1) 受付期間

令和８年１０月１９日（月）～１１月２日（月）午後５時まで

(2) 提出先

大東市福祉・子ども部こども家庭室保育幼稚園グループ

（大東市谷川一丁目１番１号　大東市役所西別館１階）

(3) 提出方法

提出先への持参による。(郵送・ＦＡＸ・電子メールによる提出は不可とする。)

(4) 提出書類

① 参加申込書（様式第１号）

② 会社概要

③ 受託実績報告書（様式第２号）※契約書（写し）の添付要

④ 営業停止等の行政処分を受けていないことの申立書（任意様式）

⑤ 生産物賠償責任保険証（写し）

⑥ 代行保証についての確約書(任意様式)　又は代行事業者との契約書等(写し)

⑦ 前３事業年度分の決算書

(5) 提出部数

１部

７．質問の受付

(1)受付期間

令和８年１０月２０日（火）～１１月１０日（火）午後５時まで

(2) 提出先

大東市福祉・子ども部こども家庭室保育幼稚園グループ

メールアドレス：hoiku@city.daito.lg.jp　ＦＡＸ：072(872)2189

(3) 提出方法

電子メール又はＦＡＸによる。

８．質問の回答

(1) 回答期日

令和８年１１月１３日（金）

(2) 回答方法

参加申込書を提出したすべての事業者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

９．企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月２０日（金）午後５時まで

(2) 提出先

大東市福祉・子ども部こども家庭室保育幼稚園グループ

（大東市谷川一丁目１番１号　大東市役所西別館１階）

(3) 提出方法

提出先への持参による。（郵送・ＦＡＸ・電子メールによる提出はできない。）

(4) 提出書類

① 企画提案書（任意様式、１０枚程度）

※次の事項を網羅した提案内容とすること。

※提出者が特定できる内容の記述（社名・組織名等）の記載はしないこと。

・他の施設における給食調理業務の受託実績
・北条こども園における給食に対する基本的な考え方
・北条こども園における食育に対する基本的な考え方
・北条こども園の職員との連携についての考え方
・離乳食、アレルギー食などの個別対応に関する考え方
・調理業務従事者の有給休暇の確保及び代替職員の確保に関する考え方
・給食管理業務（衛生管理、事故防止、健康管理、職員教育など）に関する考え方
・非常時（食中毒発生時、自然災害時など）の対応方法
・業務の引継ぎに関する考え方

② 見積書及び年度別内訳書（任意様式）

③ 作業工程計画表（任意様式）

④ 業務実施体制調書（様式第４号）

⑤ 調理業務従事者の経歴調書（様式第５号）

⑥ 衛生管理マニュアル及び他の受託施設での業務マニュアル又はこれらに準じるもの

(5) 提出部数

正本１部、副本５部（副本については、事業者名の記載のないファイル等で製本し、ページ番号を付番すること。）

※提出書類の受付については、書類が揃っていない、製本・ページ番号の付番の抜け等不備がある場合、受付期間の最終日であっても受付できないものとする。

１０．審査の実施

(1) 選定方法

大東市立北条こども園給食調理業務委託業者選定委員会において、大東市立北条こども園給食調理業務公募型プロポーザル評価基準に基づき、評価・採点し、最高得点を得た事業者を委託事業者の契約候補者に選定する。

(2) 一次審査

① 参加資格を有する事業者が４者以上である場合は、一次審査として、提出書類による審査を行い、得点の高い上位３者までを二次審査の対象とする。

② 審査項目は次のとおり。

③ なお、得点が同点の場合は、調理業務責任者及び調理業務副責任者の給食調理業務に係る経験年数が高い事業者を選定する。

④ 参加資格を有する事業者が３者以内である場合は、そのすべての事業者について一次審査を通過したものとし、二次審査の対象とする。

⑤ 一次審査の結果は、参加申込みのあった事業者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

⑥ 一次審査の得点は、二次審査に引き継ぐものとする。

審査項目	配点	評価内容
事業者の実績等	5	経営状況
	5	給食調理業務の受託実績
	10	調理業務責任者及び調理業務副責任者の給食調理業務に係る経験年数

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

① 日時及び場所については、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

② 業務実施に係る総括責任者及び当該業務の主たる担当者が必ず出席し、提案説明と質疑への回答を行うこと。

③ 所要時間は、各事業者３５分（準備５分⇒提案説明２０分⇒質疑応答１０分）程度とする。

④ 提案説明にパソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は事業者側で用意すること(大型モニター（接続端子は HDMI）は市で用意する)。

⑤ 審査項目は次のとおり。

⑥ なお、得点が同点の場合は、見積提示価格の低い事業者を選定する。

⑦　得点が、配点合計の６割未満であった事業者は失格とし、全ての事業者が失格に該当する場合は再募集をおこなうものとする。

⑧　二次審査で評価されるものが１事業者であった場合でも、得点が配点合計の６割以上であれば当該事業者を契約候補者として選定する。

審査項目	配点	評価内容
提案内容	10	給食に対する考え方
	5	食育に対する考え方
	5	調理業務従事者（調理業務責任者及び調理業務副責任者を除く。）の給食調理業務に係る経験年数及び資格の有無
	15	業務実施体制
	10	衛生管理に対する考え方
	10	事故防止に対する考え方
	10	調理業務従事者の健康管理・教育に対する考え方
	5	非常時の対応方法
	5	業務の引継ぎに対する考え方
	10	提案内容の全体的な評価
価格	15	見積り提示額

(4) 選定結果の通知

選定結果は、二次審査を行った事業者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレス及び住所宛に通知する。

１１．契約の締結

委託事業者の候補者の選定後、速やかに手続きを行い、契約を締結する。なお、仕様書の内容については、提案された内容を踏まえるなど、市との協議により内容を一部変更したうえで、契約を締結する場合がある。

１２．提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は１事業者につき１案とする。

１３．情報公開及び提供

市は参加申込者から提出された企画提案書等について、大東市情報公開条例（平成９条例第３号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、委託事業者の候補者の選定前において、選定に影響がでる恐れがある情報については、選定後の開示とする。

１４．その他

(1) 費用負担

① 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

入札参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第６号）を提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その事業者を失格とする。

① 参加資格要件を満たしていない場合

② 二次審査における得点が、配点合計の６割未満であった場合

③ 提出書類に虚偽の記載があった場合

④ 二次審査（プレゼンテーション）を正当な理由なく欠席した場合

⑤ その他、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) その他の留意事項

企画提案書等提出書類の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等の書類については、情報公開請求時等市が必要と認める場合には、市はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

１５．問い合わせ先等

〒574-8555　　大東市谷川一丁目１番１号
大東市福祉・子ども部こども家庭室保育幼稚園グループ
ＴＥＬ：072(870)0474　　ＦＡＸ：072(872)2189
メールアドレス：hoiku@city.daito.lg.jp
担当：武内・中村